

＜キャリア・シナジー選考採用（係長級）＞
公務経験者（出入国在留管理庁のアルムナイ人材）の選考採用について

1 職務内容

かつて出入国在留管理庁（法務省の内部部局であった入国管理局時を含む。以下同じ。）の国家公務員（任期の定めのない出入国在留管理庁の常勤職員）として入国審査官若しくは入国警備専門官又は上席入国警備専門官の職名で職歴条件に定める勤務経験がある者を対象として、自己都合で退職した元職員を東京出入国在留管理局の所掌事務のうち、以下の業務を担当する入国審査官又は入国警備官として採用します。採用後は、行政職については国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）合格者相当として、公安職については国家公務員入国警備官採用試験合格者相当としてそれぞれ任用されます。

（主な担当業務）

○行政職

我が国を訪れる外国人の出入国の管理、我が国に在留する外国人の在留管理、出入国管理及び難民認定法違反者に対する違反審査及び難民等の認定に係る調査、受け入れた外国人との共生社会の実現に向けた受入れ環境の整備などの業務

○公安職

不法入国や不法残留等の出入国管理及び難民認定法違反の疑いのある外国人に対する違反調査、收容令書又は退去強制令書が発付された被收容者の処遇及び收容施設の警備、退去強制令書が発付された者の護送及び送還に関する業務

2 求める人材

○相手のニーズを的確に把握するコミュニケーション能力を持ち、日々刻々と変化する社会・経済情勢の中で、多様化する行政ニーズに柔軟に対応することのできる者

○積極的に業務に取り組む意欲及び協調性があり、社会人としての基本的なマナーを身に付けている者

3 応募資格

○学歴

高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められること

○職歴条件

（１）かつて出入国在留管理庁の国家公務員（任期の定めのない出入国在留管理庁の常勤職員）として引き続いて３年以上の勤務経験がある者

※育児、介護等でやむを得ず離職した場合（履歴書等に当該事実を簡潔に

記載してください。)については、当該勤務経験 1 年以上の者。

(2) 採用予定日から起算して、出入国在留管理庁を離職してから 10 年以内の者

(3) かつて出入国在留管理庁で任期の定めのない常勤職員として在職していた期間、大学及び専門学校等における在学期間(正規の修業年限内に限る。)並びに民間企業等における在職期間の合計が、行政職については 9 年以上、公安職については 5 年以上ある者

○必要な経験

一般的なパソコン操作 (Word・Excel 等) が可能であること

※次のいずれかに該当する者は応募できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

(4) 採用予定時期までに国家公務員法第 81 条の 6 に定める定年に達する者(令和 8 年度における定年年齢は 62 歳)

4 採用予定人数

行政職・公安職ともに若干名

5 採用予定時期

令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の間で、採用予定者と調整の上決定します。

6 勤務地

採用当初は以下のいずれかの官署で勤務していただきますが、その後、全国の地方出入国在留管理局や入国管理センター等に異動することがあります。

○東京出入国在留管理局本局

東京都港区港南 5-5-30

○東京出入国在留管理局四谷分庁舎

東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13 階・14 階

- 東京出入国在留管理局成田空港支局
千葉県成田市古込字古込 1－1
- 東京出入国在留管理局羽田空港支局
東京都大田区羽田空港 2－6－4
- 東京出入国在留管理局横浜支局
神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10－7
- 東京出入国在留管理局甲府出張所
山梨県甲府市丸の内 1－1－18 甲府合同庁舎 9 階
- 東京出入国在留管理局長野出張所
長野県長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎 3 階

7 給与

- (1) 採用時の俸給月額（基本給）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号、以下「給与法」という。）等に基づき、採用後に従事する職務及び採用者の職務経歴等を考慮して決定します。

なお、この選考により採用された場合の給与等級は、行政職・公安職ともに 2 級又は 3 級であり、採用後の勤務成績に応じて昇格（給与等級が上がる）こと）及び昇給（年 1 回）等があります。

- (2) 手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、給与法等に基づき支給されます。

- ・地域手当（東京出入国在留管理局本局勤務の場合は 20／100）
- ・扶養手当（子月額 13,000 円等）
- ・住居手当（月額最大 28,000 円）
- ・通勤手当（6 箇月定期券等の価額（1 箇月当たり最高 150,000 円）
- ・超過勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給）
- ・期末・勤勉手当（いわゆるボーナス：成績区分が良好（標準）の場合、1 年間に俸給等の約 4.65 月分）

<モデル給与例>

国家公務員に採用後 10 年程度の経験年数を有する職員の俸給額

- 行政職：基本給（月額）約 31.0 万円（俸給＋地域手当）
- 公安職：基本給（月額）約 35.2 万円（俸給＋地域手当）

8 勤務時間・休暇

- (1) 勤務時間は原則 1 日 7 時間 45 分で、土・日曜日及び祝日、年末 12 月 29 日～年始 1 月 3 日は休みです。

空港や収容場等で勤務する場合、夜間を含む交替制勤務に従事していただくことがあります。その場合の就業時間は、9 時 00 分から翌 9 時 00 分（勤務時間は原則 15 時間 30 分）のようになります。

- (2) 休暇は、年20日の年次休暇（9月1日採用の場合、7日付与され、20日を限度として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

9 選考日程、選考方法及び試験地

(1) 一次選考：書類選考

応募時に提出いただいた履歴書及び職務経歴書により選考します。

一次選考合格者には、人物試験の日時・場所等を連絡します。

(2) 二次選考：人物試験

試験日は相談に応じます。

試験会場は、東京出入国在留管理局本局（東京都港区港南5-5-30）です。

10 応募方法

(1) 受付期間

必要な採用予定数が確保できた場合には、以後の受付はしません。

(2) 提出書類

履歴書及び職務経歴書

※応募書類は合否の結果によらず返却しません。

なお、応募書類に記載されている個人情報、選考の目的以外に使用することはありません。

(3) 提出先：以下に郵送してください。

〒108-8255

東京都港区港南5-5-30

【行政職】東京出入国在留管理局職員課人事第一係宛て

【公安職】東京出入国在留管理局職員課人事第二係宛て

※ 封筒の表面に『キャリア・シナジー選考採用（係長級・行政職）応募書類在中』又は『キャリア・シナジー選考採用（係長級・公安職）応募書類在中』と朱書きしてください。

【お問合せ先】

東京出入国在留管理局職員課

担当：【行政職】人事第一係 後藤、前田、庄本、川又

【公安職】人事第二係 水越、高島、松山、大庭

住所：〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

電話：0570-034259